

## 2) 対応方法

**節水協力**：末端組合員に対する節水協力の依頼を行います。土地改良区においては総代などの組織を含めた**連絡体制を整える**必要があります。

**番水**：農業用水利施設の管理は、土地改良区などの利水団体が行っている場合が多いですが、管理区間については大きく分けて以下の場合分けが出来ます。

ア．基幹水利施設のみを管理し、基幹水利施設から末端は別の水利組合などが管理する場合。

イ．基幹水利施設から末端に至るまでの全ての施設を管理する場合。

ウ．河川からの取水施設と基幹水利施設は、土地改良区連合や水資源開発公団が管理し、末端施設に至るまでの一定区間について管理する場合。

また、番水のやり方については各地域の水利施設の整備・配置状況や農作物の作付け状況などによって異なることとなります。

さらに、番水の実施における最も大切なことは、末端組合員の番水口 - テ - ションに対する理解と協力であり、これなくしては効果的な番水とはなりません。

**反復利用**：水田においては、多くの場合水路と排水路が分離されています。このため、排水路に流れている水を用水として利用するには仮設の揚水機などを設置することとします。

**取水調整**：農業用水の利用量は、農作物の生育状況によって異なることから、河川の上流域と下流域では農業用水の必要時期に差が生じる場合があります。

また、河川流域の降水量に差異がある場合には、一律の取水制限や節水を行うのではなく農業用水の利水団体が協力することにより柔軟な取水調整を行います。